

新潟市旧齋藤家別邸 利用の手引き

施設概要

■場所：

新潟市中央区西大畑町 576 番地

■設置者：

新潟市

■設置目的：

近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸をみなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用し、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを市内外に発信することにより、市民文化の向上、観光交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

■施設管理者：

旧齋藤家別邸運営グループ

施設利用案内

■開館時間：

期間	開館時間
4月1日から9月30日まで	午前9時30分から午後6時まで
10月1日から翌年3月31日まで	午前9時30分から午後5時まで

■休館日：

- ・毎週月曜日（祝休日をのぞく）、祝休日の翌日
- ・年末年始：12月28日から翌年1月3日まで

※この他にも、施設管理者が特に必要と認めた利用がある場合は一般利用ができません。
一般利用のできない日はホームページ・館内掲示・チラシなどで随時お知らせします。

■観覧料：

旧齋藤家別邸を観覧しようとする時、一人につき（円）

区分	個人	団体
一般	300	240
小学生・中学生	100	80

- ・「団体」は人数の合計が20人以上の団体をいいます。
- ・「一般」は小学生・中学生以外の者で15歳以上のものをいいます。
- ・小学生・中学生は土曜日・日曜日・休日は無料です。

■貸室の使用料：(円)

時間帯と施設の区分	※1	午前（午前 9 時 30 分から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）
一階大広間（1）	（冷暖）	800	1,200
一階大広間（2）	（冷暖）	800	1,200
一階座敷（1）	（暖）	300	400
一階座敷（2）	（暖）	300	400
西の間（1）	（冷暖）	800	1,200
西の間（2）	（冷暖）	500	800
土蔵		600	1,000
配膳室	（冷暖）	1,000	1,600
二階大広間（1）	（暖）	800	1,200
二階大広間（2）	（暖）	800	1,200
二階座敷	（暖）	300	400
茶室		2,300	3,600
利用時間が満たない場合でも時間割計算は行いません			

・上表にない時間帯に利用する場合

区分	朝 （午前 6 時から午前 9 時 30 分まで）	夜間 （午後 5 時から翌日の午前 6 時まで）
使用料	午前の区分の使用料を時間割	午後の区分の使用料を時間割
1 時間に満たない端数は 1 時間に切り上げます		

※1 冷暖房機を使用する期間の加算額

	6 月 15 日から 9 月 30 日まで	11 月 15 日から 翌年 3 月 31 日まで
（冷暖）の表記がある部屋	計算された使用料の 30% に相当する額を加算します	
（暖）の表記がある部屋	-	同上

- ・貸室を利用される場合は使用料のほかに利用人数分の観覧料が必要です。
- ・営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の使用料は規定の 200% の額になります。
- ・利用時間には、準備・後片付け等に要する時間も含まれます。
- ・短時間（15 分程度）の道具搬入のみの場合は無料ですが、必ず事前に部屋の空き状況を確認してください。
- ・使用後は利用者が簡易清掃を行い、貸出時の状態に戻してください。
- ・ゴミ等は必ず持ち帰ってください。
- ・利用に際しての物品搬入搬出にあつては、隣接駐車場を利用することができます。駐車許可証をお渡ししますので事前にお申し出ください。
- ・事務室では業者から直接届く品物は一切お預かりしませんのでご承知おきください。

■貸室使用料の計算例

- ・午前及び午後の区分を継続して利用する場合は各区分の使用料の合計額になります。
- ・数日間継続する利用の際は、通常の開館時間帯のみの利用であれば、閉館している時間帯の時間割料金は発生しません。
- ・数日間継続した利用で、朝や夜間の時間帯にも利用がある場合は、当該時間帯の時間割料金がかかります。

例1. 午前9時30分から午後5時まで連続して利用の場合

「午前の区分の料金」と「午後の区分の料金」の合計額が使用料になります。

例2. 午後3時から午後8時まで連続して利用の場合

「午後の区分の料金」と「午後5時から午後8時までの時間割（夜間3時間）の料金」の合計額が使用料になります。午後3時から午後5時までの時間割計算はしません。

例3. 午後3時から翌日の午後8時まで連続して利用の場合

「午後の区分の料金」（午後3時から午後5時までの分）

「午前の区分の料金」（翌日午前の分）

「午後の区分の料金」（翌日午後の分）

「午後5時から午後8時までの時間割（夜間の3時間）の料金」

以上の合計額が使用料になります。

■ 附属設備の使用料：(円)

種類	単位	利用区分	使用料の額
金びょうぶ	半双	1回につき	600
毛せん (4メートル)	1枚	1回につき	300
毛せん (2メートル)	1枚	1回につき	150
展示パネル	1枚	1日につき	100
ワイヤレスアンプ	一式	1回につき	100
可搬式映写スクリーン	1台	1回につき	400
液晶プロジェクター	1台	1回につき	800

・ 上表の「1回」は、下表の各区分の利用それぞれを「1回」といいます。

区分	朝	午前	昼	午後	夜間
時間帯	午前6時から 午前9時30 分まで	午前9時30 分から正午 まで	正午から午 後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 翌日午前6時 まで

午前と午後の区分を継続して使用する場合、昼の区分の料金はかかりません。

・ 上表の「1日」は、下表の各区分の利用それぞれを「1日」といいます。

区分	昼間	夜間
時間帯	午前9時30分 から午後5時	午後5時から 翌日午前9時30分

■ 附属設備使用料の計算例

例1. 金びょうぶを午前9時30分から午後5時まで連続して利用の場合

「午前の区分」と「午後の区分」として2回分の使用料になります。

例2. 金びょうぶを午後3時から午後8時まで連続して利用の場合

「午後の区分」と「夜間の区分」として2回分の使用料になります。

例3. 展示パネルを午後3時から翌日の午後8時まで連続して利用の場合

「昼間の区分」2日分と「夜間の区分」の合計で3日分の使用料になります。

※数日間継続する利用の際は、通常の開館時間帯のみの利用であれば、閉館している時間帯は1日として数えません。

※この例で、初日の通常の開館時間以後にも展示を行う場合は、さらに「夜間の区分」1日分の使用料がかかります。

貸室・附属設備の申込み方法

- ・利用希望の方は事前に利用内容を電話などで相談のうえ申込み手続きをしてください。
- ・お申込みには申請書の記入が必要です。申請書には、日程、利用施設、利用目的、附属設備の使用等のご記入を頂きます。
- ・利用開始日の3月前の同日から先着順で受け付けます。(その日が休館日にあたる場合は翌日となります。)
- ・複数の方から同時にお申込みがあった場合は抽選をいたします。
- ・数日にわたり継続して利用の場合は、利用終了日までの申込みをまとめて受け付けます。
- ・利用の目的又は内容によっては利用をお断りする場合や、利用内容に制限を設けさせていただく場合があります。
- ・使用料は申込み時に前納してください。使用料を納入後「利用許可書」をお渡しします。
- ・利用日当日は「利用許可書」または「領収証書」をお持ちください。

申込み内容の変更

- ・利用の内容を変更する場合は、速やかに「変更許可申請」の手続きをしてください。

申込みの取り消し

- ・やむを得ず利用申込みを取り消す場合は「利用取消申請書」をご提出ください。
- ・利用日の15日前(土蔵を利用する場合は30日前)までに「利用取消申請」と「使用料還付申請」の手続きをされた場合は納付済み使用料の全額をお返しします。

その他 利用上の注意事項等

- ・2階は構造上40人までの利用とします。
- ・植物の採取はできません。
- ・施設内は建物、庭園ともすべて禁煙です。
- ・指定された場所以外の場所での火気の使用はできません。
- ・物品の販売その他これに類する行為は原則として禁止です。
- ・指定された場所以外の場所での飲食は原則として禁止です。